

6.11 景 觀

6.11 景観

本事業は公園整備事業であるため、周辺の主要な眺望地点などからの景観に変化を生じさせるおそれがあります。

そこで、周辺の主要な眺望地点などからの景観の変化を把握するために、調査、予測、評価を行いました。

以下に調査、予測、評価等の概要を示します。

【地域景観の特性の変化、主要な眺望地点からの景観の変化】

	結果等の概要	参照頁
調査結果の概要	<ul style="list-style-type: none"> 計画地及び周辺の地形は、東側に埋立地が広がり、西側に向けて標高が高くなっています。また、南側には人工砂浜の整備された海の公園や、八景島といった海の資源を利用した施設があります。計画地内には埋立が行われる前の旧海岸線である崖が残っており、周辺にはこの崖の崖面が見える場所もあります。 計画地周辺のほとんどが市街地化されていますが、計画地に隣接している市民農園である柴シーサイドファームや、周辺には称名寺市民の森や能見台緑地及び金沢緑地等といった比較的まとまった広さを持つ緑地も点在しています。 計画地周辺は視界を遮るような高さの建築物は少ない開けた市街地が広がり、その中に、緑地や海に由来する景観といった自然的景観がみられる地域となっています。 	p.6-11-5～ p.6-11-6
環境保全目標	<ul style="list-style-type: none"> 周辺景観との調和を著しく損なわないこと。 	p.6-11-7
予測結果の概要	<p>ア 地域景観の特性の変化</p> <p>本事業の事業計画では、既存の地形や樹林地などを活かしながら、公園利用に必要な範囲の造成を行う計画であり、計画地外周の緑地や計画地東側の旧海岸線の崖地は保全する計画であるため、地域景観の特性に大きな変化はないと予測します。</p> <p>イ 主要な眺望地点からの景観の変化</p> <p>主要な眺望地点からの景観の変化については、遠景の眺望地点では、事業による景観の変化はほとんど見られないと予測します。</p> <p>近景の眺望地点については、公園施設として供用するにあたり、新たな施設等を設置する計画ですが、可能な限り地形の改変を抑えるとともに、既存樹木を保全する計画であることから、景観の変化を最小限に抑えられると予測します。</p>	p.6-11-11～ p.6-11-25
環境の保全のための措置	<ul style="list-style-type: none"> 地域の特徴的な景観である旧海岸線の崖地を保全します。 既存の地形や樹林地などを活かし、土地の改変の少ない計画を立案します。 既存の樹木は可能な限り活用します。 新たな設備を設置する際は、眺望を阻害しないよう、設置場所の検討を行います。 クズやアズマネザサ等の繁茂により公園の管理運営等に支障がある場合、適宜、管理を行い、良好な景観の保全と樹木の育成に配慮します。 	p.6.11-26
評価の概要	<ul style="list-style-type: none"> 予測結果及び計画段階から保全のための措置を講じていくことから、環境保全目標である「周辺景観との調和を著しく損なわないこと。」は達成されるものと考えます。 	p.6.11-26

※調査・予測・評価等の詳細は、右欄の参照頁で確認願います。

1) 調査

調査項目

以下に示す項目について調査しました。

- ア 地域景観の特性
- イ 主要な眺望地点の分布状況
- ウ 主要な眺望地点からの眺望の状況
- エ 関係法令、計画等

調査方法

- ア 地域景観の特性

「地形図」等の既存資料の収集・整理及び現地踏査を行い、主要な景観要素及び地域景観の特性を把握しました。

- イ 主要な眺望地点の分布状況

主要な眺望地点の分布状況を、現地踏査により把握しました。

- ウ 主要な眺望地点からの眺望の状況

主要な眺望地点からの眺望の状況を、現地踏査及び写真撮影により把握しました。撮影条件は、表 6.11-1 に示すとおりです。

- エ 関係法令、計画等

以下に示す関係法令等の内容を整理しました。

- ・「横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例」
- ・「横浜市景観計画」
- ・「横浜市環境の保全及び創造に関する基本条例」
- ・「横浜市環境管理計画」

表 6.11-1 撮影条件

撮影地点	使用カメラ	使用レンズ	シャッター速度	絞り	水平角	撮影高さ (m)
地点 1 (長浜公園付近)	Nikon D600	AF-S NIKKOR 28mmf/1.8G	1/125	f/9	65°	地盤+1.5
地点 2 (長浜口付近)			1/160	f/9		
地点 3 イガイ根公園付近			1/160	f/9		
地点 4 福浦橋交差点付近			1/250	f/8		
地点 5 (並木口付近)			1/125	f/8		
地点 6 産業振興センター駅付近			1/250	f/8		
地点 7 (小柴埼緑道付近)			1/160	f/8		
地点 8 金属団地前交差点付近			1/200	f/8		
地点 9 (小柴埼東口付近)			1/80	f/8		
地点 10 市民農園 柴シーサイドファーム			1/250	f/8		
地点 11 市道谷津 52 号線沿道			1/250	f/8		
地点 12 (西柴台口付近)			1/100	f/8		

調査地域、地点

ア 地域景観の特性

計画地及びその周辺としました。

イ 主要な眺望地点の分布状況

計画地及びその周辺としました。

ウ 主要な眺望地点からの眺望の状況

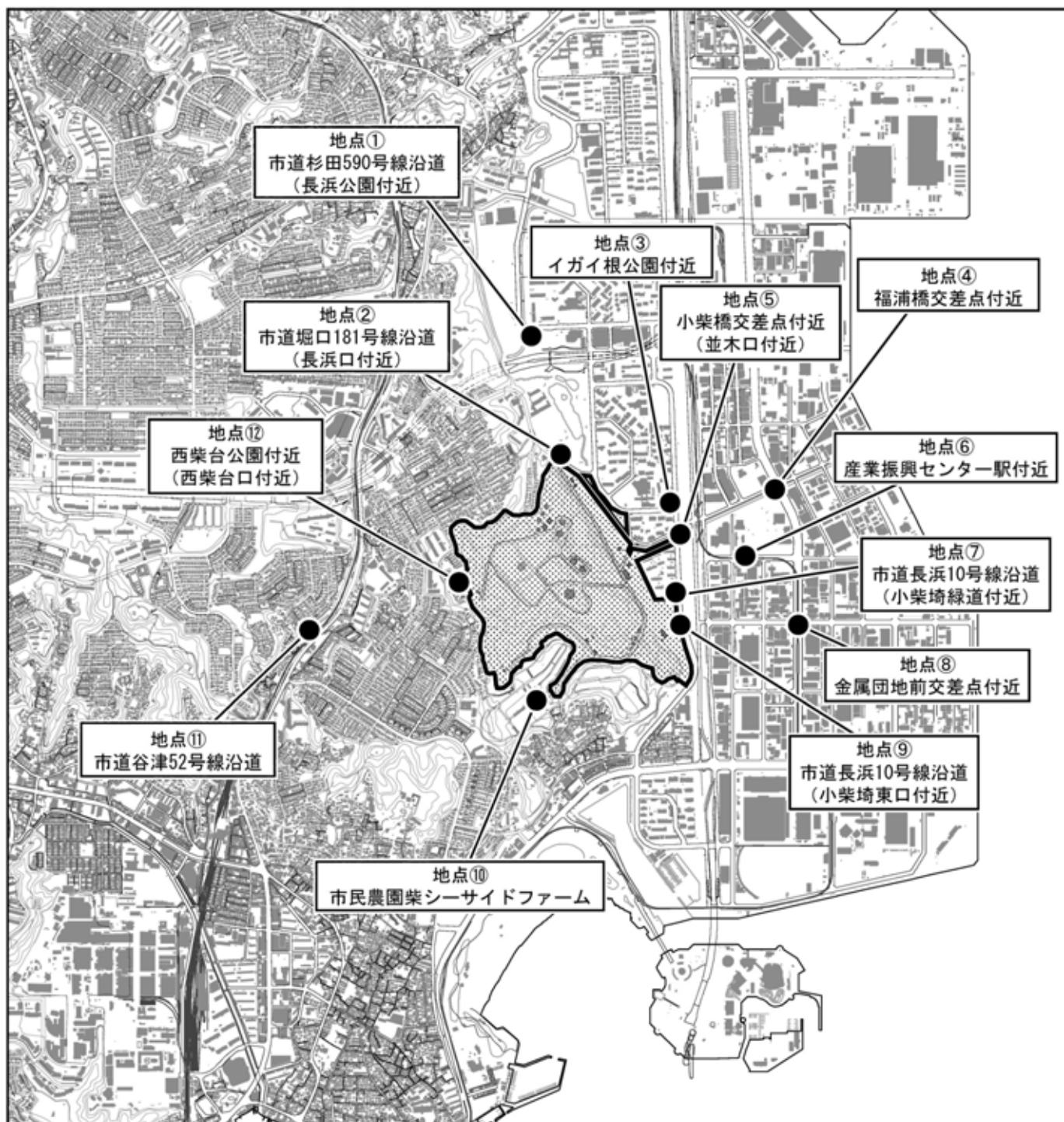
主要な眺望地点を選定するにあたっては、事業の実施による改変箇所が計画地周辺から容易に見渡すことができる場所及び不特定多数の人の利用頻度や滞留度が高い場所であることを勘案し、12 地点を選定しました。

選定した調査地点の位置は、図 6.11-1 に示すとおりです。

調査期間、時期

現地踏査：平成 27 年 5 月 15 日（金）、平成 27 年 9 月 30 日（水）、平成 29 年 1 月 10 日（月）

関係法令等、既存資料の収集・整理による調査は、特に期間を設けませんでした。



凡例

 計画地

 調査・予測地点



0 250 500 1,000
m
1:25,000

図6.11-1 景観に係る調査・予測地点

調査結果

ア 地域景観の特性

計画地及び周辺の地形は、東側に埋立地が広がり、西側に向けて標高が高くなっています。また、南側には人工砂浜の整備された海の公園や、八景島といった海の資源を利用した施設があります。計画地内には埋立が行われる前の旧海岸線である崖が残っており、周辺にはこの崖の崖面が見える場所もあります。

用途地域は、主に東側は工業地域、それ以外は住宅地域となっており、ほとんどが市街地化されていますが、計画地に隣接している市民農園である柴シーサイドファームや、周辺には称名寺市民の森や能見台緑地及び金沢緑地等といった比較的まとまった広さを持つ緑地も点在しています。

最も高い建築物は、計画地の東側にある地上 22 階建て、高さ約 100m である横浜金沢ハイテクセンターのテクノタワーとなっており、それ以外の中高層建築物は 4～5 階建ての団地や商業施設及び工場等が多く分布しています。

このように、計画地周辺は視界を遮るような高さの建築物は少ない開けた市街地が広がり、その中に、緑地や海に由来する景観といった自然的景観がみられる地域となっています。

イ 主要な眺望地点からの眺望の状況

主要な眺望地点からの眺望の状況は、表 6.11-2(1)～(2)に示すとおりです。

表 6.11-2(1) 主要な眺望地点の状況

地点	主要な眺望地点	距離	眺望の状況
1	市道杉田 590 号線沿道 (長浜公園付近)	約 650m	市道杉田 590 号線沿道から南方向に計画地が立地します。本地点からは、水路により開けた前景と、長浜公園の緑地と運動場を望むことができます。また、遠方に柴・長浜特別緑地保全地区の一部を見ることができます。
2	市道堀口 181 号線沿道 (長浜口付近)	約 50m	市道堀口 181 号線沿道から南方向に計画地が立地します。本地点からは、長浜野口記念公園の駐車場と、計画地内にある旧海岸線の崖面の一部を見ることができます。
3	イガイ根公園付近	約 200m	イガイ根公園付近から西方向に計画地が立地します。本地点からは、街路樹の並木やその奥に計画地の一部を見ることができます。
4	福浦橋交差点付近	約 500m	福浦橋交差点付近からは南西方向に計画地が立地します。本地点から計画地までは、長浜水路があるため上空が開けています。また、横浜金沢ハイテクセンターや団地の一部といった、周辺地域では比較的高層な建築物が見られます。
5	小柴橋交差点付近 (並木口付近)	約 10m	小柴橋交差点付近からは西方向に計画地が立地します。この地点は、小柴崎緑道の並木が奥まで続き、右手側に団地の一部を見ることができます。
6	産業振興センター駅 付近	約 350m	産業振興センター駅付近からは西方向に計画地が立地しています。本地点からは、両脇に金沢シーサイドラインの軌道敷や工場関係の建物がそびえており、正面には金沢緑地の樹木を見ることができます。

表 6.11-2(2) 主要な眺望地点の状況

地点	主要な眺望地点	距離	眺望の状況
7	市道長浜 10 号線沿道 (小柴埼緑道付近)	約 10m	市道長浜 10 号線沿道からは西方向に計画地が立地しています。本地点からは、街路樹や小柴埼緑道の植栽等の樹木が多く見られ、団地の建物の一部も見ることができます。
8	金属団地前交差点 付近	約 500m	金属団地前交差点付近からは西方向に計画地が立地しています。本地点からは、工場の建物や植栽が見られるほか、奥に金沢緑地の樹木を見ることができます。
9	市道長浜 10 号線沿道 (小柴埼東口付近)	約 10m	市道長浜 10 号線沿道からは西方向に計画地が立地しています。本地点からは、前方に位置する小柴埼緑道の植栽が主に見られます。
10	市民農園柴シーサイド ファーム	約 150m	市民農園柴シーサイドファームからは北方向に計画地が立地しています。本地点からは、市民農園の農地が広がり、その奥に計画地の一部を見ることができます。
11	市道谷津 52 号線沿道	約 700m	市道谷津 52 号線沿道からは東方向に計画地が立地しています。本地点からは、前景に駐車場があり、奥に市街地や計画地の一部を望むことができます。
12	西柴台公園付近 (西柴台口付近)	約 10m	西柴台公園付近からは東方向に計画地が立地しています。本地点からは、植栽帯や階段といった西柴台公園の設備等が見られ、奥に計画地の一部を見ることが出来ます。

ウ 関係法令、計画等

ア) 「横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例」(平成 18 年 2 月、横浜市条例第 2 号)

この条例は、魅力ある都市景観の創造によって、地域の個性と市民等の豊かな発想が調和した、人をひきつける質の高い都市の実現を図ることを目的として定められた条例です。

この条例では、事業者の責務として、その事業活動を通じて、地域の個性との調和に配慮し、積極的に魅力ある都市景観の創造に努めること、さらに、横浜市が実施する都市景観の創造に関する施策に協力することが定められています。

なお、この条例では、魅力ある都市景観の形成を図る必要がある地区を「都市景観協議地区」として横浜市が指定することができますが、現在、計画地周辺ではこの協議地区の指定はされていません。

イ) 「横浜市景観計画」(平成 25 年 11 月、横浜市)

横浜市では、景観法に基づき、市内全域を対象区域とする景観計画が定められています。

この景観計画では、開発行為を行う場合の法面の高さや、緑化についての基準が定められているほか、関内地区、みなとみらい 21 中央地区、みなとみらい 21 新港地区の 3 地区について、重点的に景観形成を進めていく地区(景観推進地区)として、建物や耕作物、屋外広告物などについて、高さや色彩などの基準(景観形成基準)等が定められています。

ウ) 「横浜市環境の保全及び創造に関する基本条例」(平成 7 年 3 月、横浜市条例第 17 号)

この条例は、環境の保全及び創造について、事業者及び市民が一体となって取組むための基本理念を定め、関連する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の世代の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的として定められました。

条例では市の責務として、快適な環境を確保するため、都市の緑化、水辺の整備、快適な音の環境又は良好な景観の確保、歴史的文化的遺産の保全等を体系的に図ることにより、潤いと安らぎのある快適な環境の確保に努めることが定められています。

エ) 「横浜市環境管理計画」(平成 27 年 1 月、横浜市)

横浜市では、横浜の豊かな自然環境の創造と保全、さらなる市民生活の安全・安心の実現を目指し、環境施策を総合的かつ横断的に進めるため、この計画を策定しています。

計画では、「総合的な視点による基本政策」のひとつとして掲げられている「環境とまちづくり」において、公園整備の現状・課題として、緑の保全・創出、多様なレクリエーションへの対応や、災害時の避難場所などの防災面の機能等を踏まえ、大規模な公園の整備の必要性を指摘しています。

そのために、具体的な取組方針として、下記の内容等をあげています。

つながりの海 (まちづくりと連携した海づくり)	
取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺のまちづくりと連携して、浅海域を利用した海づくりを進めます。 ・海の資源を活用した水質浄化や地球温暖化対策などを進めます。
取組方針を踏まえた主な取組	取組内容
京浜臨海部の海づくり	人工干潟の生き物の生息状況調査や管理手法の検討、施設のビオトープ整備などによる地域の環境価値の向上を目指します。
金沢区野島海岸周辺の海づくり	地域の豊かな自然環境や歴史を知る取組を実施するとともに、野島青少年研修センターを体験学習の場として活用します。また、金沢湾周辺エリアで生物などの調査を実施します。

2) 環境保全目標の設定

景観に係る環境保全目標は、表 6.11-3 に示すとおり設定しました。

表 6.11-3 環境保全目標 (景観)

区分	環境保全目標
【供用時】 施設の存在 土地利用の変化	・周辺景観との調和を著しく損なわないこと。

3) 予測及び評価等

予測項目

予測項目は以下の項目としました。

- ア 地域景観の特性の変化
- イ 主要な眺望地点からの景観の変化

予測方法

- ア 地域景観の特性の変化

本事業の種類、規模及び地域景観の特性を踏まえ定性的に予測しました。

- イ 主要な眺望地点からの景観の変化

主要な眺望地点から撮影した現況写真に、施工計画を基に公園施設等を合成したフォトモンタージュを作成し、眺望の変化の程度を定性的に予測しました。

予測地域、地点

- ア 地域景観の特性の変化

予測地域は、調査地域と同じく計画地及びその周辺としました。

- イ 主要な眺望地点からの景観の変化

主要な眺望地点からの景観の変化における予測地点は、図 6.11-1 に示した調査地点 12 地点のうち地域特性や計画地との位置関係を踏まえ、代表地点として 7 地点を選定しました。

予測地点（主要な眺望地点）選定の判定基準は表 6.11-4 に、各予測地点における選定及び非選定の理由は表 6.11-5 に示すとおりです。

表 6.11-4 予測地点(主要な眺望地点)として選定する判定基準

項目	記号	判定基準
視認性	◎	計画地方向の眺望が比較的開けている、または計画施設の半分以上が眺望可能と想定される
	○	計画地方向の眺望が、既存建物等により一部遮蔽される、または計画施設の半分以下が眺望可能と想定される
	△	計画地方向の眺望が、既存建物等により遮蔽され、あまり眺望できない
認知度	◎	不特定多数の人を集客し、各種イベントが頻繁に行われたり、観光地等として広く知られていたりする地点、またはその施設に極めて近い場所
	○	不特定多数の人が集まり利用する可能性が高く、地域の自治活動等、地域の人が日常利用する地点
	△	上記以外の眺望地点

表 6.11-5 眺望地点について

地点	予測地点	視認性	認知性	選定	選定・非選定の理由
1	市道杉田 590 号線沿道 (長浜公園付近)	△	○	非選定	長浜公園内の樹木で遮蔽され、計画地 が眺望されないため、選定しません。
2	市道堀口 181 号線沿道 (長浜口付近)	◎	○	選定	供用後の出入口となる長浜口として 整備する場所であるため、眺望地点と して選定しました。
3	イガイ根公園付近	○	△	非選定	計画地を望む同方位地点である地点 4 で代表させました。
4	福浦橋交差点付近	◎	△	選定	計画地東側からの眺望地点として選 定しました。
5	小柴橋交差点付近 (並木口付近)	◎	○	選定	供用後の出入口となる並木口となる 場所であるため、眺望地点として選定 しました。
6	産業振興センター駅付近	△	◎	非選定	計画地を望む同方位地点である地点 4 で代表させました。
7	市道長浜 10 号線沿道 (小柴崎緑道付近)	○	○	非選定	計画地を望む同方位位置点である地点 9 で代表させました。
8	金属団地前交差点付近	△	△	非選定	計画地を望む同方位地点である地点 9 で代表させました。
9	市道長浜 10 号線沿道 (小柴崎東口付近)	◎	○	選定	供用後の出入口となる小柴崎東口と して整備する場所であるため、眺望地 点として選定しました。
10	市民農園柴シーサイド ファーム	◎	◎	選定	計画地南側からの眺望地点として選 定しました。
11	市道谷津 52 号線沿道	△	△	選定	視認性、認知性は乏しいですが、計画 地を西側から眺望できる地点として 選定しました。
12	西柴台公園付近 (西柴台口付近)	◎	○	選定	供用後の出入口となる西柴台口とな る場所であるため、眺望地点として選 定しました。

予測時期

予測時期は、供用後としました。

予測条件の整理

本事業の施設配置計画及び形質変更区域は、それぞれ「第 2 章 2.3.5 施設配置計画 図 2.3-6 (p.2-17 参照) 及び図 2.3-8 (p.2-21 参照)」に示したとおりです。

計画地内の風化した崖面の表層の崩落による事故を防止し、公園利用者の安全を確保するため、海食崖下部(海食崖の状況は写真 6.11-1 参照)には、必要な箇所にて待受け擁壁(「図 6.11-2 待受け擁壁(緑化補強土壁工)の設置イメージ」参照)を設置する計画です。

また、計画地西側の高台(標高約 80m)の現況樹林内には、展望広場(図 6.11-3 参照)を整備する計画です。整備に当たっては、極力、既存の地形や樹木を保全しながら整備する計画であり、展望広場として必要最小限の改変とする計画です。



写真 6.11-1 計画地内の海食崖の状況 (現況)



図 6.11-2 待受け擁壁 (緑化補強土壁工) の設置イメージ



施設整備イメージ



展望広場からの景観

図 6.11-3 展望広場

予測結果

ア 地域景観の特性の変化

本事業の事業計画では、既存の地形や樹林地などを活かしながら、公園利用に必要な範囲の造成を行う計画であり、計画地外周の緑地や計画地東側の旧海岸線の崖地は保全する計画であるため、地域景観の特性に大きな変化はないと予測します。

イ 主要な眺望地点からの景観の変化

本事業の実施に伴う主要な眺望地点からの景観の変化の程度については、着葉期の景観の変化は図 6.11-4(1)～(7)に、落葉期の景観の変化は図 6.11-5(1)～(7)に示すとおりです。

【現況】
平成 27 年
9 月 30 日撮影



【供用時】



景観の変化



本地点は、計画地北側からの出入口となる長浜口となる地点であり、本事業で整備する駐車場や計画地内の崖地の一部を眺望することができます。

本地点からの眺望は、待受け擁壁や駐車場への車路やゲートといった設備が新たに眺望することができますが、地域景観の特徴である崖地については、改変しない計画であるため、現在の景観から大きな変化はないと予測します。

図 6.11-4(1) 景観の変化 (地点 2 : 市道堀口 181 号線沿道【着葉期】)

【現況】
平成 29 年
1 月 10 日撮影



【供用時】



景観の変化



本地点は、計画地北側からの出入口となる長浜口となる地点であり、本事業で整備する駐車場や計画地内の崖地の一部を眺望することができます。

本地点からの眺望は、待受け擁壁や駐車場への車路やゲートといった設備が新たに眺望することができますが、地域景観の特徴である崖地については、改変しない計画であるため、現在の景観から大きな変化はないと予測します。

図6.11-5(1) 景観の変化（地点2：市道堀口181号線沿道【落葉期】）

【現況】
平成 27 年
9 月 30 日撮影



【供用時】



景観の変化



本地点からは、計画地の一部を眺望することができます。

本地点から眺望できるのは、計画地北東側の斜面樹林の一部分であり、眺望出来る部分も斜面樹林については変更の予定がないため、現在の景観から大きな変化はないと予測します。

図6.11-4(2) 景観の変化（地点4：福浦橋交差点付近【着葉期】）

【現況】
平成 29 年
1 月 10 日撮影



【供用時】



景観の変化



本地点からは、計画地の一部を眺望することができます。

本地点から眺望できるのは、計画地北東側の斜面樹林の一部分であり、眺望出来る部分も斜面樹林については変更の予定がないため、現在の景観から大きな変化はないと予測します。

図6.11-5(2) 景観の変化(地点4:福浦橋交差点付近【落葉期】)

【現況】
平成 27 年
9 月 30 日撮影



【供用時】



景観の変化



本地点は、計画地東側からの歩行者出入口の一つとなる並木口となります。
舗装、車止め及びフェンス等は新たに整備する予定ですが、現在植栽されている樹木は可能な限り既存のものを活用する計画であることから、現在の景観から大きな変化はないと予測します。

図6.11-4(3) 景観の変化（地点5：小柴橋交差点付近【着葉期】）

【現況】
平成 29 年
1 月 10 日撮影



【供用時】



景観の変化



本地点は、計画地東側からの歩行者出入口の一つとなる並木口となります。

舗装、車止め及びフェンス等は新たに整備する予定ですが、現在植栽されている樹木は可能な限り既存のものを活用する計画であることから、現在の景観から大きな変化はないと予測します。

図6.11-5(3) 景観の変化（地点5：小柴橋交差点付近【落葉期】）



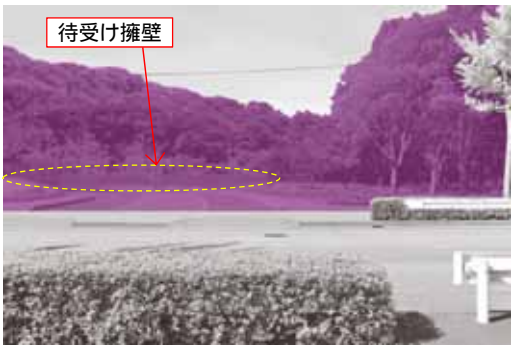
<p>【現況】 平成 27 年 9 月 30 日撮影</p>		
<p>【供用時】</p>		
<p>景観の変化</p>		<p>本地点は、計画地南東側の出入口となる小柴崎東口となる地点であり、本事業で整備する駐車場や計画地東側の緑地を眺望することができます。</p> <p>本地点からの眺望は、駐車場への車路を新たに設けるため、既存の植栽の一部を改変することになりますが、新たに計画地東側の斜面樹林及び海食崖下部に設置する待受け擁壁が出現すると予測します。</p>

図 6.11-4(4) 景観の変化 (地点 9 : 市道長浜 10 号線沿道【着葉期】)

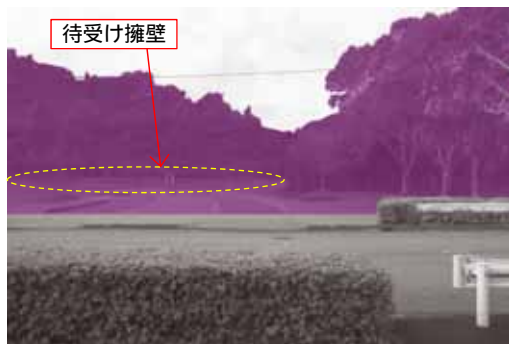
【現況】
平成 29 年
1 月 10 日撮影



【供用時】



景観の変化



本地点は、計画地南東側の出入口となる小柴崎東口となる地点であり、本事業で整備する駐車場や計画地東側の緑地を眺望することができます。

本地点からの眺望は、駐車場への車路を新たに設けるため、既存の植栽の一部を改変することになりますが、新たに計画地東側の斜面樹林及び海食崖下部に設置する待受け擁壁が出現すると予測します。

図6.11-5(4) 景観の変化（地点9：市道長浜10号線沿道【落葉期】）

【現況】
平成 27 年
9 月 30 日撮影



【供用時】



景観の変化



本地点からは、計画地南側の緑地の一部を眺望することができます。

本地点から眺望できるのは、計画地南側の樹林の上部であり、眺望できる樹林については改変の予定がないため、現在の景観から大きな変化はないと予測します。

図6.11-4(5) 景観の変化(地点10:市民農園柴シーサイドファーム【着葉期】)




<p>【現況】 平成29年 1月10日撮影</p>		
<p>【供用時】</p>		
<p>景観の変化</p>		<p>本地点からは、計画地南側の緑地の一部を眺望することができます。</p> <p>本地点から眺望できるのは、計画地南側の樹林の上部であり、眺望できる樹林については改変の予定がないため、現在の景観から大きな変化はないと予測します。</p>

図6.11-5(5) 景観の変化（地点10：市民農園柴シーサイドファーム【落葉期】）




<p>【現況】 平成 27 年 9 月 30 日撮影</p>		
<p>【供用時】</p>		
<p>景観の変化</p>		<p>本地点からは、計画地西側の緑地の一部を眺望することができます。</p> <p>本地点から眺望できるのは、展望広場として整備する予定の計画地西側の樹林の上部であり、眺望できる樹林については変更の予定がないため、現在の景観から大きな変化はないと予測します。</p>

図6.11-4(6) 景観の変化（地点11：市道谷津52号線沿道【着葉期】）

【現況】
平成 29 年
1 月 10 日撮影



【供用時】



景観の変化



本地点からは、計画地西側の緑地の一部を眺望することができます。

本地点から眺望できるのは、展望広場として整備する予定の計画地西側の樹林の上部であり、眺望できる樹林については変更の予定がないため、現在の景観から大きな変化はないと予測します。

図6.11-5(6) 景観の変化（地点11：市道谷津52号線沿道【落葉期】）




<p>【現況】 平成 27 年 9 月 30 日撮影</p>		
<p>【供用時】</p>		
<p>景観の変化</p>		<p>本地点は、計画地西側の出入口となる西柴台口となる地点であり、本事業で整備するフェンスや門扉等を眺望することができます。</p> <p>本地点からの眺望は、新たにフェンスや門扉を整備する計画ですが、可能な限り既存樹木を保全する計画であることから、現在の景観からの変化は少ないと予測します。</p>

図6.11-4(7) 景観の変化（地点12：西柴台公園付近【着葉期】）

【現況】
平成 29 年
1 月 10 日撮影



【供用時】



景観の変化



本地点は、計画地西側の出入口となる西柴台口となる地点であり、本事業で整備するフェンスや門扉等を眺望することができます。

本地点からの眺望は、新たにフェンスや門扉を整備する計画ですが、可能な限り既存樹木を保全する計画であることから、現在の景観からの変化は少ないと予測します。

図6.11-5(7) 景観の変化（地点12：西柴台公園付近【落葉期】）

環境保全のための措置

環境の保全のための措置は、供用時の周辺景観への影響を低減させるため、表 6.11-6 に示す内容を実施します。

この環境の保全のための措置は、計画立案時から講じていきます。

表 6.11-6 環境の保全のための措置

区 分	環境の保全のための措置
【供用時】 施設の存在	<ul style="list-style-type: none">・ 地域の特徴的な景観である旧海岸線の崖地を保全します。・ 既存の地形や樹林地などを活かし、土地の改変の少ない計画を立案します。・ 既存の樹木は可能な限り活用します。・ 新たな設備を設置する際は、眺望を阻害しないよう、設置場所の検討を行います。・ クズやアズマネザサ等の繁茂により公園の管理運営等に支障がある場合、適宜、管理を行い、良好な景観の保全と樹木の育成に配慮します。

評価

ア 地域景観の特性の変化

本事業の事業計画では、既存の地形や樹林地などを活かしながら、公園利用に必要な範囲の造成を行う計画であり、計画地外周の緑地や計画地東側の旧海岸線の崖地は安全性を確保した上で保全する計画であるため、地域景観の特性に大きな変化はないと予測します。

また、整備にあたっては可能な限り既存の地形や樹林地を活かす計画とするとともに、計画地内において斜面地の大規模な造成は行わないことから、環境保全目標である「周辺景観との調和を著しく損なわないこと。」は達成されるものと考えます。

イ 主要な眺望地点からの景観の変化

主要な眺望地点からの景観の変化については、遠景の眺望地点では、事業による景観の変化はほとんど見られないと予測します。

近景の眺望地点については、公園施設として供用するにあたり、新たな施設等を設置する計画ですが、可能な限り地形の改変を抑えるとともに、既存樹木を保全する計画であることから、景観の変化を最小限に抑えられると予測します。

また、新たに設置する施設等も周辺と調和するようなデザインや、眺望や安全面に支障をきたさない設置場所を検討する等、影響を低減できるよう配慮した計画としていきます。

以上のように、計画段階から保全のための措置を講じていくことから、環境保全目標である「周辺景観との調和を著しく損なわないこと。」は達成されるものと考えます。